

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 阿部 琢磨 様 〒146-8501 日本国 東京都大田区下丸子3丁目30番2号キャノン株式会社内	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [ P C T 規則43の2.1 ]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 10199087W001	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">10.02.2020</span>	
国際出願番号 PCT/JP2019/044802	国際出願日 (日.月.年) 15.11.2019	優先日 (日.月.年) 29.11.2018
国際特許分類 ( I P C ) A61B 6/00(2006.01)i; A61B 5/00(2006.01)i; G16H 30/20(2018.01)i FI: G16H30/20; A61B6/00 360Z; A61B5/00 D		
出願人 (氏名又は名称) style="text-align: center;">キャノン株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 style="text-align: center;">04.02.2020	権限のある職員（特許庁審査官） style="text-align: center;">木方 庸輔 5R 9649 電話番号 03-3581-1101 内線 3732
--	---	---

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1 - 1 8	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1 - 1 8	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1 - 1 8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2008-152489 A (バンダイネットワークス株式会社) 03.07.2008(2008-07-03) [0038] (ファミリーなし)

文献2 : W0 2015/045971 A1 (富士フイルム株式会社) 02.04.2015(2015-04-02) [0038]-[0066] & US 2016/0212135 A1

・請求項1-3, 7-9及び13-18に係る発明は、国際調査で引用した文献1から進歩性を有しない。

文献1は、特に段落[0038]を参照されたい。文献1には、以下の(1)及び(2)記載が有る。

(1)「モニタリング担当者、担当CRC、責任医師・担当医師のそれぞれについて、各種データベースに蓄積される被験者情報(個人情報を含む)、来院スケジュール、服薬情報やこれらが加工されたモニタリング用情報などの閲覧権限及び編集権限が担当者IDごとに設定される」

(2)「特に、製薬会社のモニタリング担当者が被験者の個人情報を閲覧できないように徹底したアクセス制限がかけられる」

これらの記載によれば、文献1に係る患者に関する様々な情報に対して、医療に関する様々な人がアクセス可能なデータベースを備えるが、アクセス等の権限は、アクセスする人と、情報の種類とに応じて、任意に設定できる構成と認められる。

本願は、情報の種類によって編集を制限するものであるが、そのような構成とすることは、文献1のシステムを具体的に実現する際に、使用者が決定する仕様であり、当業者が適宜為し得る設計事項である。

したがって、本願の請求項1に係る発明は、国際調査で引用した文献1に基づいて進歩性を有しない。

また、請求項2-3, 7-9及び13-18も同様に進歩性を有しない。

・請求項4-6及び10-12に係る発明は、国際調査で引用した文献1及び文献2から進歩性を有しない。

請求項4に係る発明は、請求項1に係る発明に、以下の(A)の構成を追加するものである。

(A)情報の作成者と編集者が異なる場合に、編集を制限する構成

しかし、例えば医療現場において、主治医が他の医師にセカンドオピニオンを仰ぐ場面で、情報の作成者毎に編集を制限することは一般的に行われていることである。このような構成は、例えば、文献2の段落[0038]-[0066]にも記載されており、周知の技術であると認められる。

したがって、請求項4に係る発明は、国際調査で引用した文献1-2から進歩性を有しない。

また、請求項5-6及び10-12も同様に進歩性を有しない。

■以上